

コーポレート部門の皆様へ

- Timee -

<https://timee.co.jp/>

# 目次: コーポレート部門の皆様へ

- ・ 源泉徴収について
- ・ 労務管理について
- ・ 人件費計上について
- ・ 法務面について
- ・ 他企業の社労士様から頂いた実例に対する回答
- ・ よくある質問について

# 源泉徴収について

- 日当報酬が**9,300円未満**であれば源泉税はかかりません。

→日雇は丙欄にて計算 (右図日額表参照)

→募集を掲載する際9,300円以上の仕事はアラートがかかります

- 継続雇用の条件 = 丙から乙になる3ヶ月目は  
同じ会社で働けないようシステム上ブロックしています。  
2ヶ月働いて1ヶ月インターバルを設けること  
で 持続的に丙欄での運用が可能です。

「日額表」資料へのURL

<https://drive.google.com/drive/folders/1s-Afj59jvgc5lr7xMYqZrtDUaX5MAY1I?usp=sharing>

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
7,000	7,100	175	115	65	10	0	0	0	0	810	0
7,100	7,200	175	120	65	15	0	0	0	0	840	0
7,200	7,300	180	125	70	15	0	0	0	0	860	0
7,300	7,400	185	125	75	20	0	0	0	0	890	0
7,400	7,500	185	130	75	25	0	0	0	0	920	0
7,500	7,600	190	135	80	30	0	0	0	0	960	0
7,600	7,700	195	135	85	30	0	0	0	0	990	0
7,700	7,800	200	140	85	35	0	0	0	0	1,020	0
7,800	7,900	200	150	90	40	0	0	0	0	1,060	0
7,900	8,000	205	150	95	40	0	0	0	0	1,090	0
8,000	8,100	210	155	100	45	0	0	0	0	1,120	0
8,100	8,200	210	160	100	50	0	0	0	0	1,150	0
8,200	8,300	215	165	105	50	0	0	0	0	1,190	0
8,300	8,400	220	165	110	55	5	0	0	0	1,230	0
8,400	8,500	220	170	110	60	5	0	0	0	1,260	0
8,500	8,600	225	175	115	65	10	0	0	0	1,300	0
8,600	8,700	230	175	120	65	15	0	0	0	1,330	0
8,700	8,800	235	180	120	70	15	0	0	0	1,360	0
8,800	8,900	235	185	125	75	20	0	0	0	1,400	0
8,900	9,000	240	185	130	75	25	0	0	0	1,430	0
9,000	9,100	245	190	135	80	25	0	0	0	1,460	0
9,100	9,200	245	195	135	85	30	0	0	0	1,490	0
9,200	9,300	250	200	140	85	35	0	0	0	1,530	0
9,300	9,400	255	200	150	90	40	0	0	0	1,560	3
9,400	9,500	255	205	150	95	40	0	0	0	1,590	6

# 労務管理について

## 労働者名簿、賃金台帳、勤怠管理

- 管理画面上の利用明細よりリアルタイムで蓄積され、いつでもダウンロード可能です。
- 募集掲載時の開始時間・終了時間・時給に応じて自動的に法定時間外割増、深夜割増 が計算追加されます。休憩時間も同じく自動で付与されます。

## 給与支払報告書

- 1企業内で年間所得30万円以下は提出が不要です。  
タイミーを通じて1企業内30万円以上働けないようシステム上で監視をしています。

## 源泉徴収票

- 年末にかけてワーカー様がアプリ上で、源泉徴収票を見ることができるようになります。企業様が発行の手続きをする必要は無くなります。

# 人件費計上について

タイミーワーカーさんの人件費を店舗に計上する際のオペレーション事例

## ①リアルタイムに確認したい場合の事例

- ・ 社内の既存勤怠システムでダミーアカウントを作成し、別途勤怠を記録する
- ・ 給与は自動で支払われるため、ダミーアカウントのみ既存給与支払フローに載せないことがポイント

## ②月次でまとめて計上する場合の事例

- ・ 利用明細をCSVでダウンロードし、店舗ごとに計上
- ・ 店舗ごとでなく、カンパニーアカウントで全店分ダウンロード可能

# 法務面について

## 賃金直払いの法則との整理

2019年7月25日

- ・ 求職者へ直接支払われていれば、使用者としてのタイミーが立て替えて払うことは問題ない

## 資金移動業との整理

- ・ 先にタイミーからワーカー様へお支払いし、末締め翌末払いでタイミーから企業様へ

## 貸金業との整理

- ・ 経済産業省よりグレーゾーン解消制度を通じて給与の前払いサービスは貸金業ではない整理がされている

<https://www.meti.go.jp/press/2018/12/20181220006/20181220006.html>

### 「Taimee」を利用される事業者様における適法性に関する見解

東京八丁堀法律事務所  
弁護士 白石 紘一

株式会社タイミー（以下「タイミー」という。）が提供する「Taimee」（以下「本サービス」という。）を求人者として利用し、労働者を直接雇用する事業者（以下「求人事業者」という。）における、本サービスの利用に伴う適法性について、以下のとおり当職の見解を述べる。

なお、本書面において示す見解は、現時点での本サービスの内容を前提とするものであり、また、裁判所及び官公庁において同様の結論が出されることを保証するものではない。

#### 第1 結論

以下のとおり、求人事業者における本サービスの利用は、適法である。

- 1 求人事業者が、労働者への労働条件の明示を本サービス所定の方法で行うことは、労働基準法15条及び労働基準法施行規則5条4項に違反せず、適法である。
- 2 求人事業者が、労働者の労働時間の把握を本サービス所定の方法で行うことは、労働時間（の状況）を把握する方法として、適当である。
- 3 求人事業者が、労働者の賃金を本サービス所定の方法で支払うことは、労働基準法24条1項及び2項に違反せず、適法である。

「適法性に関する意見書」資料への

URL 東京八丁堀法律事務所

弁護士 白石 紘一

<https://>

[drive.google.com/drive/folders/1s-Afj59jvgc5lr7xMYqZrtDUaX5MAY1I?usp=sharing](https://drive.google.com/drive/folders/1s-Afj59jvgc5lr7xMYqZrtDUaX5MAY1I?usp=sharing)

# その他よくあるご質問①

・よくある社労士様からのご質問と回答について

①

懸念) 複数にまたがる副業でも休憩時間適用や法定時間外は適用される  
解決策) 1日に2件働けないようにシステム上でブロックしている

②

懸念) 週次40時間以上働いたら法定時間外がつく  
解決策) タイミーを通じて週次40時間以上働けないようにブロックしている

③

懸念) 社保加入対象になると手続きが大変  
解決策) 同じ会社で1月88,000円以上働けないようにブロックしている

④

懸念) 直接払いのため振込先銀行口座を本人のものでなければならな

# その他よくあるご質問②

- ・「広告媒体業」

→厚労省のインターネット情報事業者と職業紹介との区別の項目で明確に区別されているため、問題ございません。

<https://www.mhlw.go.jp/www2/topics/seido/anteikyoku/minkan/>

- ・他のバイトで働き、タイミー上でも働いた場合に法定時間外越した場合

→他のバイトでの勤務時間を把握することはできないため特に何かすることはありません。

現在「厚労省での副業時の労働時間管理の検討会」の中の議論で、把握することができないため緩和しようとする流れがあります。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000178546\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000178546_00001.html)



# 9,300円超えてしまった場合の対応

	勤務直後	その後の処理
企業様	タイミーより以下の共有をもらう <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給与額合計金額</li> <li>・ 源泉徴収金額</li> <li>・ 勤務日時と店舗</li> <li>・ ワーカー様情報</li> </ul>	①源泉徴収した金額を、翌月10日までに税金を納める（通常雇用の方と合算する） ②ワーカー様よりマイナンバーを回収し、要望された場合源泉徴収票を発行する
ワーカー様	タイミー側で処理が完了するまで引出し不可能になる	企業様へ) マイナンバー提供
タイミー	ワーカー様へ) 処理完了まで引出し不能にブロックする  企業様へ) 超えた事実と必要情報提供	ワーカー様へ) 源泉徴収額を日額表より計算、控除してワーカー様へ振り込み  企業様へ) 請求  額へ反映